

重要事項説明書

(看護小規模多機能型居宅介護)

この「重要事項説明書」は、看護小規模多機能型居宅介護の提供開始にあたり、平成 18 年 3 月 14 日厚生労働省令第 34 号第 88 条（準用）第 9 条に基づいて、当事業者がご注意いただきたいことを説明するものです。

1 指定看護小規模多機能型居宅介護サービスを提供する事業者について

事業者名称	医療法人社団 若葉会
代表者氏名	理事長 高尾 昌明
本社所在地 (連絡先及び電話番号等)	(所在地) 富山市元町二丁目 3 番 20 号 (連絡先) (電話) 076-421-4363
法人設立年月日	(法人設立年月日) 平成 20 年 4 月 1 日

2 利用者に対してのサービス提供を実施する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	看護小規模多機能型居宅介護事業所 おきな
介護保険指定 事業所番号	1690100902
事業所所在地	富山市石金 1 丁目 2 番 30 号
連絡先 相談担当者名	電話 : 076-461-4404 FAX : 076-461-3564 看護小規模多機能型居宅介護事業所 筒井ひさよ
事業所の通常の 事業の実施地域	富山市
利用定員	29 名

(2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営む事ができるよう、心身機能の維持、ご家族の身体的精神的負担の軽減、さらに社会的孤立感の解消を図るために、必要な日常生活上の世話および機能訓練、介護、医療、その他必要な援助を行うことを目的とします。
運営の方針	「受け手になったときの安心できる医療システムの構築」という法人理念を遵守しつつ、利用者・地域住民の方々との質の高い生活支援空間を作り上げていきます。

(3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	年中無休
営業時間	午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分まで

(4) サービス提供時間

サービス提供日	月曜日～日曜日
サービス提供時間	24 時間

(5) 事業所の職員体制

管理者	筒井 ひさよ
-----	--------

職	職 務 内 容	人 員 数
管理者	1 従業者の管理及び利用申込に係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行います。 2 従業者に、法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。 3 利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した看護小規模多機能型居宅介護計画を作成するとともに利用者等への説明を行い、同意を得ます。 4 利用者への介護計画を交付します。 5 介護の実施状況の把握及び看護小規模多機能型居宅介護計画の変更を行います。	常 勤 1 名
生活相談員	1 利用者がその有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう、生活指導及び入浴、排せつ、食事等の介護に関する相談及び援助などを行います。 2 それぞれの利用者について、看護小規模多機能型居宅介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行います。	常 勤 0 名
看護師・ 准看護師 (看護職員)	1 サービス提供の前後及び提供中の利用者の心身の状況等の把握を行います。 2 利用者の静養のための必要な措置を行います。 3 利用者の病状が急変した場合等に、利用者の主治医等の指示を受けて、必要な看護を行います。	常 勤 3 名 非常勤 1 名 (3 名の内)
介護職員	1 看護小規模多機能型居宅介護計画に基づき、必要な日常生活上の世話及び介護を行います。	常 勤 4 名 非常勤 2 名
機能訓練 指導員	1 看護小規模多機能型居宅介護計画に基づき、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、機能訓練を行います。	常 勤 0 名 非常勤 0 名

3 提供するサービスの内容及び費用について

(1) 提供するサービスの内容について

サービス区分と種類		サ ー ビ ス の 内 容
看護小規模多機能型居宅介護計画の作成		1 利用者に係る居宅介護支援事業者が作成した居宅サービス計画（ケアプラン）に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた看護小規模多機能型居宅介護計画を作成します。 2 看護小規模多機能型居宅介護計画の作成にあたっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ます。 3 看護小規模多機能型居宅介護計画の内容について、利用者の同意を得たときは、看護小規模多機能型居宅介護計画書を利用者に交付します。 4 それぞれの利用者について、看護小規模多機能型居宅介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行います。
利用者居宅への送迎		事業者が保有する自動車により、利用者の居宅と事業所までの間の送迎を行います。ただし、道路が狭いなどの事情により、自動車による送迎が困難な場合は、車いす又は歩行介助により送迎を行うことがあります。
日常生活上の世話	食事の提供及び介助	食事の提供及び介助が必要な利用者に対して、介助を行います。また嚥下困難者のためのきざみ食、流動食等の提供を行います。
	入浴の提供及び介助	入浴の提供及び介助が必要な利用者に対して、入浴（全身浴・部分浴）の介助や清拭（身体を拭く）、洗髪などを行います。
	排せつ介助	介助が必要な利用者に対して、排泄の介助、おむつ交換を行います。
	更衣介助	介助が必要な利用者に対して、上着、下着の更衣の介助を行います。
	移動・移乗介助	介助が必要な利用者に対して、室内の移動、車いすへ移乗の介助を行います。
	服薬介助	介助が必要な利用者に対して、配剤された薬の確認、服薬のお手伝い、服薬の確認を行います。
機能訓練	日常生活動作を通じた訓練	利用者の能力に応じて、食事、入浴、排せつ、更衣などの日常生活動作を通じた訓練を行います。
	レクリエーションを通じた訓練	利用者の能力に応じて、集団的に行うレクリエーションや歌唱、体操などを通じた訓練を行います。
	器具等を使用した訓練	利用者の能力に応じて、機能訓練指導員が専門的知識に基づき、器械・器具等を使用した訓練を行います。
その他	創作活動など	利用者の選択に基づき、趣味・趣向に応じた創作活動等の場を提供します。
	認知症対応	認知症の利用者を対象に、その利用者の特性やニーズに応じたサービス提供を行います。

(2) 看護小規模多機能型居宅介護従業者の禁止行為

看護小規模多機能型居宅介護従事者はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

- ① 医療行為（ただし、看護職員、機能訓練指導員が行う診療の補助行為を除く。）
- ② 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ③ 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ④ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）
- ⑤ その他利用者又は家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

(3) 提供するサービスの利用料、看護小規模多機能型居宅介護利用者負担額（介護保険を適用する場合）について

	月額利用料（介護保険の自己負担割合）（単位：円）					
	同一建物内			同一建物外		
	1 割負担	2 割負担	3 割負担	1 割負担	2 割負担	3 割負担
要介護 1	11,405	22,810	34,214	12,659	25,317	37,976
要介護 2	15,958	31,916	47,874	17,711	35,422	53,133
要介護 3	22,432	44,864	67,296	24,898	49,795	74,692
要介護 4	25,443	50,885	76,327	28,238	56,476	84,714
要介護 5	28,779	57,558	86,337	31,942	63,884	95,826

※緊急時における登録者以外の短期利用における利用料（短期利用居宅介護）

	日額利用料（介護保険の自己負担割合）（単位：円）		
	1 割負担	2 割負担	3 割負担
要介護 1	581	1,162	1,743
要介護 2	649	1,298	1,947
要介護 3	718	1,436	2,154
要介護 4	787	1,573	2,359
要介護 5	854	1,707	2,560

加算		基本単位	利用料	利用者負担			算定回数等
				1 割負担	2 割負担	3 割負担	
要介護度による区分なし	認知症加算（Ⅰ）	920	9,356 円	936 円	1,872 円	2,807 円	1 か月につき
	認知症加算（Ⅱ）	890	9,051 円	906 円	1,811 円	2,716 円	
	認知症加算（Ⅲ）	760	7,729 円	773 円	1,546 円	2,319 円	
	認知症加算（Ⅳ）	460	4,678 円	468 円	936 円	1,404 円	
	介護職員処遇改善加算（Ⅱ）ロ	所定単位数 174/1000	左記単位数 × 地域加算	左記の 1 割	左記の 2 割	左記の 3 割	基本サービス費に各種 加算減算を加えた総単 位数（所定単位数）
	ターミナルケア加算	2500	25,425 円	2,543 円	5,085 円	7,628 円	死亡月
	サービス提供体制加算（Ⅲ）	350	3,559 円	356 円	712 円	1,068 円	1 か月につき
	初期加算	30	305 円	31 円	61 円	92 円	1 日につき（利用登録か ら 30 日以内）
	科学的介護推進体制加算	40	406 円	41 円	82 円	122 円	1 か月につき

同一建物減算	あり
--------	----

- ※ 個別機能訓練加算は、厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして届け出た指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ師が利用者の居宅を訪問した上で、個別機能訓練計画を作成し、その後 3 月ごとに 1 回以上、利用者の居宅を訪問し、利用者又はその家族に対して機能訓練の内容と個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、訓練内容の見直し等を行っている場合に算定します。
- ※ サービス提供体制強化加算は、厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定地域密着型通所介護事業所が、利用者に対し、指定地域密着型看護小規模多機能型居宅介護を行った場合に算定します。サービス提供体制強化加算は区分支給限度額の対象外となります。
- ※ 介護職員処遇改善加算は、介護職員の処遇を改善するために賃金改善や資質の向上等の取り組みを行う事業所に認められる加算です。介護職員処遇改善加算は区分支給限度額の対象外となります。
- ※ 地域区分別の単価(7 級地 10.17 円)を含んでいます。
- ※ (利用料について、事業者が法定代理受領を行わない場合) 上記に係る利用料は、全額をいったんお支払いいただきます。この場合、「サービス提供証明書」を交付しますので、「領収書」を添えてお住まいの市町村に地域密着型介護サービス費の支給(利用者負担額を除く)申請を行ってください。
- ※ 感染症の流行や災害等の非常時において、特例として厚生労働省が定める基準に基づき、上記の単位数や自己負担金額が変更となる場合があります。

4 その他の費用について

① 送迎費	利用者の居宅が、通常の事業の実施地域以外の場合、運営規程の定めに基づき、送迎に要する費用の実費を請求いたします。	
② キャンセル料	サービスの利用をキャンセルされる場合、キャンセルの連絡をいただいた時間に応じて、下記によりキャンセル料を請求させていただきます。	
	24 時間前までのご連絡の場合	キャンセル料は不要です。
	12 時間前までにご連絡の場合	1 提供当りの料金の 20%を請求いたします。
	12 時間前までにご連絡のない場合	1 提供当りの料金の 50%を請求いたします。
※ただし、利用者の病状の急変や急な入院等の場合には、キャンセル料は請求いたしません。		
③ 食事の提供に要する費用	朝食：555 円 昼食：655 円 夕食：775 円 ※ムース食等特別調理食は別途料金が加算されます。	
④ おむつ代	実費負担	
⑤ 日常生活費	(身の回り品や行事などの利用：実費相当) 運営規程の定めに基づくもの	

5 利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合) その他の費用の請求及び支払い方法について

① 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）、その他の費用の請求方法等	ア 利用料利用者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の額はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求いたします。 イ 上記に係る請求書は、利用明細書を添えて利用月の翌月 20 日までに利用者様あてにお届け（郵送）します。
② 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）、その他の費用の支払い方法等	ア サービス提供の都度お渡しするサービス提供記録の利用者控えと内容を照合のうえ、請求月の翌月 27 日までに、下記のいずれかの方法によりお支払い下さい。 （ア）事業者指定口座への振り込み （イ）利用者指定口座からの自動振替 （ウ）現金支払い イ お支払いの確認後、現金支払いの場合においては領収書をお渡ししますので、必ず保管されますようお願いいたします。（医療費控除の還付請求の際に必要となることがあります。）

※ 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の支払いについて、正当な理由がないにもかかわらず、支払い期日から 2 月以上遅延し、さらに支払いの督促から 1 週間以内に支払いが無い場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

6 サービスの提供にあたって

- (1) サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証により、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業所にお知らせください。
- (2) 利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって、必要と認められるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する 30 日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとします。
- (3) 利用者に係る居宅介護支援事業者が作成する「居宅サービス計画（ケアプラン）」に基づき、利用者及び家族の意向を踏まえて、「看護小規模多機能型居宅介護計画」を作成します。なお、作成した「看護小規模多機能型居宅介護計画」は、利用者又は家族にその内容を説明いたしますので、ご確認いただくようお願いします。
- (4) サービス提供は「看護小規模多機能型居宅介護計画」に基づいて行います。なお、「看護小規模多機能型居宅介護計画」は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます。
- (5) 看護小規模多機能型居宅介護計画従業者に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業所が行いますが、実際の提供にあたっては、利用者の心身の状況や意向に十分な配慮を行います。

7 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者 筒井ひさよ
-------------	-----------

- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 苦情解決体制を整備しています。
- (4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- (5) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

8 身体拘束について

事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、次に掲げることにより留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び様態等についての記録を行います。また事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- (1) 緊急性……直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限ります。
- (2) 非代替性……身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限ります。
- (3) 一時性……利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

9 秘密の保持と個人情報の保護について

① 利用者及びその家族に関する秘密の保持について	① 事業者は、利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。 ② 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者又はその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。 ③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。 ④ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
② 個人情報の保護について	① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報につ

	いても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いせん。 ② 事業者は、利用者又はその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。 ③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）
--	--

10 緊急時の対応方法について

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

【協力医療機関】 (協力医療機関一覧)	医療機関名：高重記念クリニック 所 在 地：富山市元町二丁目3番20号 電 話 番 号：076-421-4363 F A X：076-421-2080 受 付 時 間：午前9時～午後6時30分 診 療 科：内科	11 事 故 発 生 時
【主治医】	医療機関名：同上 氏 名：高尾 昌明 電 話 番 号：同上	
【家族等緊急連絡先】	氏 名 住 所 電話番号 携帯電話 勤 務 先	

の対応方法について

利用者に対する指定看護小規模多機能型居宅介護計画の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する指定看護小規模多機能型居宅介護計画の提供又は送迎により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

【市町村（保険者）の窓口】 富山市介護保険課	所 在 地：富山市新桜町7番38号 電 話 番 号：076-443-2041 F A X：076-443-2076 受 付 時 間 9：00～17：30(土日祝は休み)
---------------------------	---

【居宅支援事業所の窓口】	事業所名：看護小規模多機能型居宅介護事業所おきな 所在地：富山市石金1丁目2番30号 電話番号：076-461-4404 担当介護支援専門員 筒井 ひさよ
--------------	--

なお、事業者は、下記の損害賠償保険及び自動車保険（自賠責保険・任意保険）に加入しています。

損害賠償 責任保険	保険会社名	
	保 険 名	
	補償の概要	
自動車保険	保険会社名	
	保 険 名	
	補償の概要	

12 心身の状況の把握

指定看護小規模多機能型居宅介護計画の提供にあたっては、居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

13 居宅介護支援事業者等との連携

- ① 指定看護小規模多機能型居宅介護計画の提供にあたり、居宅介護支援事業者及び保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。
- ② サービス提供の開始に際し、この重要事項説明書に基づき作成する「看護小規模多機能型居宅介護計画」の写しを利用者の同意を得た上で居宅介護支援事業者に速やかに送付します。
- ③ サービスの内容が変更された場合またはサービス提供契約が終了した場合は、その内容を記した書面またはその写しを速やかに居宅介護支援事業者に送付します。

14 サービス提供の記録

- ① 指定看護小規模多機能型居宅介護計画の実施ごとに、サービス提供の記録を行うこととし、その記録はサービスを提供した日から5年間保存します。
- ② 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。

15 非常災害対策

- ① 事業所に災害対策に関する担当者（防火管理者）を置き、非常災害対策に関する取り組みを行います。

災害対策に関する担当者（防火管理者）氏名：（ 松井 祐子 ）

- ② 非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知します。

- ③ 定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。

避難訓練実施時期：（毎年２回 ６月・１２月）

16 衛生管理等

- ① 指定看護小規模多機能型居宅介護計画の用に供する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じます。
- ② 指定看護小規模多機能型居宅介護計画において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じます。
- ③ 食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。

17 地域との連携について

- ① 運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流に努めます。
- ② 指定看護小規模多機能型居宅介護計画の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、本事業所が所在する圏域の地域包括支援センターの職員、看護小規模多機能型居宅介護計画について知見を有する者等により構成される協議会（以下、この項において「運営推進会議」と言います。）を設置し、おおむね６月に１回以上運営推進会議を開催します。
- ③ 運営推進会議に活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けます。また、報告・評価・要望・助言等についての記録を作成し、公表します。

18 指定看護小規模多機能型居宅介護計画サービス内容の見積もりについて

- このサービス内容の見積もりは、あなたの居宅サービス計画に沿って、事前にお伺いした日常生活の状況や利用の意向に基づき作成したものです。

- (1) 提供予定の指定看護小規模多機能型居宅介護計画の内容と利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）

提供曜日	提供時間帯	サービス内容						介護保険適用の有無	利用料	利用者負担額
		食事提供	入浴							
	9:00 ～ 15:30	有	有					有	円	円
1週当りの利用料、利用者負担額（見積もり）合計額									円	円

- (2) その他の費用

① 送迎費の有無	（□有・□無）
② キャンセル料	重要事項説明書記載のとおりです。
③ 食事の提供に要する費用	重要事項説明書記載のとおりです。

④ おむつ代	重要事項説明書記載のとおりです。
⑤ 日常生活費	重要事項説明書記載のとおりです。

- (3) 1か月当りのお支払い額（利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）とその他の費用の合計）の目安

お支払い額の目安	約	円
----------	---	---

※ ここに記載した金額は、この見積もりによる概算のものです。実際のお支払いは、サービス内容の組み合わせ、ご利用状況などにより変動します。

※ この見積もりの有効期限は、説明の日から1ヵ月以内とします。

19 サービス提供に関する相談、苦情について

(1) 苦情処理の体制及び手順

ア. 提供した指定看護小規模多機能型居宅介護に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付ける窓口を設置します。

イ. 相談及び苦情に円滑にかつ適切に対応するために体制及び手順は「相談及び苦情マニュアル」に基づき対処いたします。

(2) 苦情申立の窓口

【事業者の窓口】 (事業者の担当部署・窓口の名称)	所在地：富山市石金1丁目2番30号 電話番号：076-461-4404 F A X：076-461-3564 受付時間：9：00～17：30
【市町村（保険者）の窓口】 富山市役所 介護保険課	所在地：富山市新桜町7番38号 電話番号：076-443-2041 F A X：076-443-2076 受付時間 9：00～17：30(土日祝は休み)
【公的団体の窓口】 富山県国民健康保険団体連合会	所在地：富山市下野字豆田995番地3 電話番号：076-431-9833 受付時間 9:00～17:00（土日祝は休み）
富山県福祉サービス運営適正化委員会	所在地：富山市安住町5番21号 電話番号：076-432-3280 受付時間 9:00～17:00（土日祝は休み）

20 提供するサービスの第三者評価の実施状況

第三者評価の実施	無
外部評価の実施	無
評価結果の開示状況	－
掲載日	－

21 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	年 月 日
-----------------	-------

上記内容について、「富山市指定地域密着型サービスに関する基準を定める条例において利用者に説明を行いました。

事業者	所在地	富山市元町二丁目3番20号
	法人名	医療法人社団 若葉会
	代表者名	理事長 高尾 昌明 (印)
	事業所名	看護小規模多機能型居宅介護事業所 おきな
	説明者氏名	(印)

上記内容の説明を事業者から確かに受け、内容について同意し、重要事項説明書の交付を受けました。

利用者	住所	
	氏名	(印)

代理人	住所	
	氏名	(印)